

令和6年度スケートボードパークを核としたまちづくり事業支援業務委託仕様書

1 業務委託名

令和6年度スケートボードパークを核としたまちづくり事業支援業務

2 業務目的

当事業は本市におけるスケートボードの機運の高まりを絶好の機会と捉え、「スケボーのまち」実現に向け、スケートボードのさらなる魅力向上・発信を行い、本市の認知を高め市外から若者世代を中心とした人の呼び込みを図るとともに、周辺産業の創出及び市全体へ経済効果をもたらすことで、本市が“選ばれるまち”としての持続的な発展につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託金の上限額

70,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

5 委託業務内容

令和4年度に定めた「スケボーのまち まつばら」まちづくり戦略に基づき、令和5年度には市民への周知・理解醸成を図るべく賑わい創出・PRに注力しつつ、各アクションの立ち上げを準備してきた。

令和6年度は、「スケボーのまち まつばら」のさらなる市民への浸透と他都市との差別化された魅力づくりを目指し、人材育成・産業振興領域を重点アクションとして取組を図りつつ、すでに実行済みのアクションについても持続可能な事業推進を図っていく。

(1) 官民連携協議会の構築・運営

「スケボーのまち まつばら」に係る事業の推進に向け関連するステークホルダーとの意見交換及び各種調整を図ることを目的として官民連携での協議会を構築し、年4回程度運営すること。

(2) トップボーダー育成及びスケートボーダー増加に向けた実証事業

(ア) 差別化された効果的な練習環境の試験的整備

他都市と差別化された魅力あるスケートボードパークの実現に向けて、デジタル技術を試験的に導入し、競技力向上及び来訪者数の増加に寄与しているか検証を行うこと。

(イ) 教育機関やスポーツ団体と連携した育成環境の構築

さらなるスケボー人口の増加を目指し、学校・民間団体と連携した、新たなスポーツ環境の実現に向けた体制を構築すること。

(3) スケートボードと地域産業の連携促進事業

スケートボードを軸に、関連事業の開発及び事業者のマッチング機会の創出に向けた事業の企画・運営をすること。

また、スケートボードを活用して市内企業及びまちの活性化につながる施策検討を行うこと。

(4) 「スケボーのまち まつばら」まちづくり戦略に基づく個別事業

その他、令和4年度に定められた「スケボーのまち まつばら」まちづくり戦略を踏まえ、必要な取組を実施すること。なお、提案には「賑わい創出プロジェクト」を含むこと。

(5) 「スケボーのまち まつばら」における持続可能な事業推進体制構築及び財源確保

「スケボーのまち まつばら」のステークホルダーとの調整を行い、持続的な運営及び財源確保にむけた体制を構築すること。

また、本事業期間を含めた事業運営に係る財源確保に向けて、企業版ふるさと納税等を活用した資金調達支援を実施すること。

(6) 報告業務

(ア) 随時、本市へ事業実施状況の報告を行うこと。

(イ) 業務終了後、速やかに報告書を作成すること。報告書には、事業実績のほか、事業の効果及び課題の整理、次年度提案等をまとめることとする。

(7) 業務の管理・執行体制

(ア) 統括担当の設置

業務全体の統括、本市及び関係者との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

(イ) 全体のスケジュール管理

受託者は、契約後速やかに本業務に係る全体スケジュールを本市に提示し、承認を受けること。

(ウ) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を整えること。また、他の業務と混同しないよう、十分に注意し、本市からの求めがあった際には、速やかに報告が可能な状態にすること。

4 提出物・成果品

(1) 事業計画書

事業実施スケジュール、実施方法等の計画を記載した事業計画書を契約締結日から1週間以内に作成・提出すること。

(2) 実績報告書

以下の年月日までに作成・提出すること

令和7年3月31日

(3) 「スケボーのまち まつばら」の認知の拡大に向けたPRコンテンツ一式

なお、成果品に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は市に帰属するものとする。

5 委託料の支払いについて

委託料は、「業務完了報告書」を提出後、市が検査を実施し、検査に合格した旨の通知を受けた場合、請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 再委託について

(1) 受託者は、委託業務の中核となる総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。また、業務のうち一部を再委託する場合、本市に事前に承認を受けること。

(2) 再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務にかかる責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。

(3) 再委託にあたり、市内事業者の活用に努めること。

7 調査等

本市が必要と認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

8 業務遂行上の注意

(1) 受託者は、効率的な業務の遂行のために本市と密接な連携を図り、本市の意向を把握しながら作業を行うこと。

(2) 業務遂行上で疑義が生じた場合や、業務上重要な事項の決定、また本仕様書等に定めのない事項については、あらかじめ本市と協議の上でその指示又は承認を受けること。

(3) 本委託業務における計算の根拠、関係資料などはすべて明確にしておくこと。

9 特記事項

- (1) 「業務委託契約書」のほか、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
また、業務を遂行する上で関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報について厳重に管理し、無断で第三者に開示しないこと。
- (3) 本業務によって作成した資料については、本市の了解なく使用、公表してはならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項は、本市との協議によって決定する。